

環 保 第 6 7 0 号
令 和 3 年 5 月 2 4 日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

新環境センター整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する意見について

令和2年12月11日付けで提出のあった上記環境影響評価実施計画書について、大分県環境影響評価条例第10条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

本事業は、大分市南部の上戸次に大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市（以下「関係市」という。）から排出される一般廃棄物の広域処理を行う施設を整備するものである。

本事業は、安定した一般廃棄物処理を進めて行くうえで必要不可欠なものであるが、事業の実施による環境への影響が懸念されるため、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

また、各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容、地点の設定根拠、予測及び評価の手法等に係る考え方、根拠等の情報を遺漏なく具体的に、かつ一般にも分かりやすく記載すること。

事業計画の検討にあたっては、地域住民等の生活環境への影響を可能な限り回避又は低減するため、利用可能な最善の公害防止技術等を採用するとともに、事業の実施について理解を得られるよう、丁寧なコミュニケーションを図ること。

2 個別事項

(1) 大気質

気象調査の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺の複雑な地形、逆転層等の発生の可能性を十分に考慮して適切な時期に現地調査を行い、大気質への影響を予測及び評価すること。

加えて、大気質の評価結果は、悪臭の予測及び評価にも関わる資料となるため、周辺環境に与える影響範囲とその程度を、詳細に予測及び評価するよう努めること。

(2) 騒音・振動

ア 本事業は、関係市の一般廃棄物を広域処理する事業であることから、騒音・振動の調査については、関係市からの計画施設への廃棄物運搬経路における予測交通量と現有施設への廃棄物運搬経路における交通量を比較検討した騒音予測が可能となるよう、主要な道路だけでなく、枝道等搬入、搬出する可能性がある運搬経路ごとに行うよう努めること。

イ 本事業に近接する主要道路（国道10号）では、現況で騒音の環境基準を超過し、騒音レベルの予測結果ではさらに上昇するとある。このことから、騒音・振動の調査においては、道路交通の現況、沿道における土地利用や住居配置の状況も考慮して実施し、可能な限り影響を低減するための具体的かつ効果的な保全措置を検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

なお、本事業の実施に伴い、周辺の騒音環境が悪化することのないよう、総合的な交通対策について関係機関と適切な協議を行うこと。

(3) 悪臭

施設の稼働に伴う計画施設等による悪臭の周辺環境に与える影響については、対象事業実施区域及びその周辺の複雑な地形、逆転層等の発生の可能性を十分に考慮し、大気質に係る調査結果を活用した適切な調査、予測及び評価を行うこと。

なお、処理方式等の検討にあたっては、悪臭対策についても勘案すること。

(4) 水質、地形及び地質

ア 工事の実施による濁水の影響については、近年増加傾向にある集中豪雨の降雨量を考慮した濁水発生量の予測、大野川及び吉野川等への流入の可能性も調査し、その予測結果を踏まえて濁水の川への流入防止対策を検討すること。

イ 対象事業実施区域は、現在、碎石場跡地を太陽光発電所として土地利用されており、崖部分が一部露出している。崖の処理については、降雨による表層の崩れで発生する濁水の影響とともに、防災安全上の観点も踏まえて早期の対処を検討すること。

(5) 動植物及び生態系

最も自然環境が残る対象事業実施区域の東側に調査地点が設定されていない。対象事業実施区域周辺では、サシバ等重要な猛禽類をはじめとする動物の生息が確認され

ているため、現地踏査を進めるにあたっては、調査範囲及び調査地点を再度検討したうえで、調査、予測及び評価を行い、その検討の経緯も含めて環境影響評価準備書に記載すること。

また、動植物及び生態系の調査については、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受け、適切な手法を用いて実施するとともに、動植物の重要種や重要な特徴を有する生態系が確認された場合は、工事の実施並びに土地及び施設の使用による影響を回避又は低減する環境保全措置を十分に検討すること。

(6) 景観

対象事業実施区域は、大分市景観計画における自然景観保全エリアに該当することから、施設の設計等にあたっては、当該エリアの景観形成基準を踏まえたうえで、周辺の景観状況を調査し、遠景だけでなく、近景への影響を考慮した施設配置、形状、高さ、色彩、意匠、外構計画を検討すること。

また、景観的配慮の検討にあたっては、先進事例の調査等を踏まえ、周辺道路や集落からの視認面積、地域の里山や緑地の改変面積の縮小、地域の自生植生に類似する奥行きのある高中木類の緑地形成等、具体的な設計手法を検討すること。なお、植樹を行う場合は、周辺の植生に配慮のうえ、在来種を用いること。

(7) 廃棄物等

工事の実施及び事業活動に伴って生じる廃棄物等については、その発生抑制及び再利用等に努めるとともに、有効活用できないものは適正に処理すること。

現在、対象事業実施区域には太陽光発電所が設置されていることから、太陽光パネルの撤去等に伴い発生する廃棄物等も含めた建設副産物について、種類ごとの発生及び処分について予測及び評価を行うこと。

また、土地の掘削その他土地の形質の変更を行う際に、地下に廃棄物がある場合は、廃棄物の処理を適正に行うこと。

(8) 温室効果ガス等

ア 建設機械や工事用車両等の選択においては、可能な限り排出ガス対策型、省エネルギー型を採用するとともに、工事用車両及び廃棄物運搬車両の適切な運行について指導を行うなどにより、温室効果ガス等の排出抑制に努めること。

イ 温室効果ガス等については、処理方式毎の排出量、工事用車両及び廃棄物収集運搬車両の走行に伴う排出量、発電による削減量、残渣資源化に伴う排出量等を可能な限り把握し、現状と比較すること。

なお、処理方式等の検討にあたっては、温室効果ガスの削減効果を勘案すること。

(9) その他

ア 環境影響評価図書に記載する図面は、騒音等による住居等への影響など、環境影響評価を行ううえで特に重要なものである。

そのため、各環境要素に応じた適切な図面を、適切な縮尺を用いて示すとともに、影響が予測される部分は必要に応じて拡大するなど、図示する趣旨を十分に踏まえて作成すること。

イ 工事の実施及び施設の稼働による上尾トンネル北交差点における交通量の増加に伴い、交通事故や渋滞の発生等が懸念されることから、当該交差点付近の道路幅員、車線数、交通量等の道路情報を把握し、これらについて予測及び評価するよう努め、交通対策については、関係機関と適切な協議を行ったうえで、搬入車両計画等を検討すること。